

# 神奈川県立みどり養護学校スクールバス(高等部通学支援)運行業務委託仕様書

## 1 件名

神奈川県立みどり養護学校スクールバス（高等部通学支援）運行業務委託

## 2 委託台数

1 台（バス 1 台につき運転士 1 名が乗車）

## 3 委託期間

令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

## 4 運行に供するバスの仕様

運行に供するバスは新車、中古車どちらも可とし、本業務専用のものでなくても差し支えない。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日神奈川県条例第 35 号）で規定する粒子状物質の排出基準に適合する車両（D P F 装着車を除く）であることのほか、別添「仕様書（車両編）」によるものとする。

なお、本業務に使用するバスを調達する場合で、万が一運行開始時まで納車が間に合わない場合には別途学校と協議のうえ、本校児童生徒を送迎できるよう、受注者の責任において代車等の代替措置をとるものとする。

## 5 委託業務の内容

- (1) 令和 2 年 6 月 1 日以降の神奈川県立みどり養護学校児童生徒及び付添人の送迎
- (2) 土日休日及び休業期間中の学校行事等にかかる利用
- (3) 運行ルートを試走等事前準備（学校が指定した日）

なお、(1)及び(2)の詳細については別添「仕様書（運行編）」によるものとする。

- (4) 運行に必要な関係官署の許可等の取得及びバスポイント利用に必要な許可等の取得

## 6 委託契約に含まれる費用等

- (1) 車両調達費用
- (2) 燃料代
- (3) 車検・定期点検、日常点検及びこれらに要する一切の費用
- (4) 修理代及び受注者の原因に基づく改修が必要となる場合の改修費
- (5) 運行に必要な関係官署の許可等の取得に要する費用
- (6) 任意保険及び車両保険料
- (7) 運転員の雇用及びこれに伴う一切の費用
- (8) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送に要する費用

## 7 環境に対する配慮

- (1) 急発進、急加速をしないこと。
- (2) タイヤの空気圧を定期的を確認すること。
- (3) アイドリング・ストップに努めること。ただし、児童生徒の送迎中は、その体調に影響を与えることのないよう配慮すること。

## 8 契約の相手方として必要となる条件

- (1) 道路運送法(昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号)に規定する「一般旅客自動車運送事業の許可」に基づき本件委託事業を履行できること。

- (2) (1)記載の国土交通省の許可のほか、運行を行う上で必要となる法規上の諸手続きを行えること。
- (3) 故障及び事故等で運行が不可能となった場合、迅速に代替輸送が行えること。
- (4) 障害のある児童生徒が利用することに配慮して、スクールバス等を安全に運行できること。
- (5) 運転員の業務履行状況が不適切であると認められる場合、学校長は受注者に対して業務改善を指示することができること。  
受注者に業務改善を指示してもなお不適切な業務実態と認められる場合、学校長は受注者に対して運転員の交代を求めることができること。

以上

## 仕様書(運行編)

### 1 年間運行予定日数

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| (1) 授業日の登校における児童生徒等の送迎日数         | 167日程度 |
| (2) 授業日以外(長期休業期間中を含む)における児童生徒の送迎 | 10日程度  |
| (3) 運行ルートの試走等事前準備                | 2日程度   |

### 2 運行スケジュール(標準モデル)

登校便(年間167日程度)

第1バスポイント 発	学校着
8:00	9:00

※運行スケジュールについては、毎月25日までに翌月分を提出することとする。ただし、契約後の最初の月については、契約後速やか提出するものとする。

### 3 運行ルート(1運行あたり35kmを上限とする)

高等部中山コース

第1バスポイント(横浜市港北区岸根町・篠原池バス停付近)を起点とし、横浜市内のバスポイント数箇所を経て、みどり養護学校を終点とするルートとする。

### 4 特記事項

運行ルートについては、1運行あたり35km程度を上限として協議の上、コース(横浜市神奈川区、港北区、緑区、都筑区を通る)の見直しを行う場合がある。

## 仕様書(車両編)

### 1 車両

- (1) 平成 12 年1月6日付け関東運輸局長他告示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」に記載されている車種区分による小型バス(マイクロバスを含む)とすること。
- (2) 車両の全長は 7.0m以下とすること。
- (3) 座席は 18 席以上 22 席以下(運転手席を除き、補助席を含まない)とすること。
- (4) 国土交通省認定の最新排出ガス規制に適合していること。
- (5) 凍結や降雪が予想される場合には、冬用タイヤまたはタイヤチェーンを装着すること。
- (6) 禁煙車とすること。喫煙車の場合は空気清浄機を設置すること。

### 2 装備

- (1) シートベルトを装備すること。
- (2) 冷暖房の噴出し口は調整できるもので、方向が変えられるものとすること。
- (3) 前後部、側面に「神奈川県立みどり養護学校スクールバス」及びスクールバスマークを表示すること。

※装備等について、構造上困難な場合は、協議するものとする。